

第3回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校） 会議録

1 日 時 平成30年7月13日（金）10:00～13:30

2 会 場 大阪市教育センター 第5研修室

3 出席者

（委員）

添田委員、岡崎委員、花田委員、外村委員、松山委員、仁平委員、新井委員、藤田委員、野嶋委員、大澤委員、赤石委員、竹内委員、石川委員、松井委員、安藤委員、原口委員

（事務局）

水口指導部長、飯田学校力支援担当部長、盛岡中学校教育担当課長、弘元初等教育担当課長、山咲インクルーシブ教育推進担当課長、富山教育活動支援担当首席指導主事、大西教育政策課首席指導主事、関谷総括指導主事、小野寺総括指導主事、田野原指導主事、河原指導主事、山中指導主事、松本指導主事

4 議 題

学校調査会、専門調査会からの報告による答申案の検討

5 議事録

（事務局）

開会に先立ってご連絡いたします。

選定委員会は、条例に基づく審議会ですので、採択後は、報告資料とともに議事録を公表する予定です。ご了承ください。

なお、岡崎先生におかれましては、後半に退席させていただくことになっております。

また、本日までの資料でございますが、情報管理のため、この場に置いて、ご退室していただくことになります。以上でございます。

（委員長）

それでは、ただいまより第3回選定委員会を始めます。選定委員会としては、本日は最終となります。よろしくお願いいたします。最初に事務局より配布資料について説明していただきます。

（事務局）

失礼いたします。配付資料についてご説明いたします。

まず、第3回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の次第です。続きまして、「特別の教科 道徳」の答申資料と咲くやこの花中学校の「特別の教科 道徳」の答申資料、それから水都国際中学校「特別の教科 道徳」の答申資料です。

続きまして、黄色いファイルとピンクのファイルについては水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の資料でございます。ご確認ください。

さらに封筒、新しく名前がついているものがございますが、水都国際中学校の「特別の教科道徳」以外の資料が入っております。ご確認よろしくをお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

では、次に前回いただいたご意見、ご質問等につきまして、ご説明をお願いいたします。まず、専門調査会の調査結果のいじめの教材について、専門調査会よりご回答いただきます。

(専門調査員)

失礼いたします。まず、前回、専門調査会結果7ページの、あかつきのいじめ教材の記述について矛盾はないかというご質問をいただきましたので、回答させていただきます。

「特に優れている点」として、「いじめ防止とかかわりの深い内容項目『公正・公平・社会正義』だけでなく『友情・信頼』『思いやり・感謝』『生命の尊さ』などの様々な道徳的諸価値の理解を深めることを通して、いじめの防止につながる教材を配置している。」といたしましたのは、いじめを直接扱った教材ではないものの、心に響く多様な教材が充実していることで、生徒の道徳心を育むことができ、いじめ防止につながることを意図しております。

一方、「特に工夫・配慮を要する点」として、「いじめ防止についての教材がやや少ない」といたしましたのは、いじめを直接扱った教材に限定してやや少ないといたしました。

よって、矛盾した内容ではないことを理解していただきたいと思います。しかしながら、この教科書が、いじめ防止にあまりつながらないと誤解を与えかねませんので、答申の「特に工夫・配慮を要する点」のところについては削除したほうが良いと考えています。

また、この機会にお伝えさせていただきたいことといたしまして、専門調査会では、平成29年3月に告知された「学習指導要領第3章『特別の教科 道徳』」にある「道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲を育てる」という目標を踏まえ、「道徳的価値の理解を深める教材の充実」と「生徒・教員にとって深い学びに繋がる構成であること」の2点が大切であると考え、調査いたしました。

1点目の「道徳的価値の理解を深める教材の充実」については、多様な道徳的価値を取り扱った教材がありますが、特に「いじめ」や「情報モラル」に関する教材に注目することが大切であると考えています。

2点目の「生徒・教員にとって深い学びに繋がる構成」についてですが、初めての教科化であることと、若手の教員や経験の少ない教員が多いという現状から、子どもはもとより、教員にとっても、授業の深い学びに繋がる構成となっているものがよいと思います。道徳的諸価値を深く考えられるような問いや学習を通してわかったことを確かめ生かす問い等が入っていることも授業の助けとなると思います。

本日は、この2点についても協議していただき、よりよい答申にしていいただければと考えますので、よろしくをお願いいたします。私からは、以上です。

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの点につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)

7 ページのあかつきについて、「いじめ防止についての教材がやや少ない。」という文言を削除するということでした。説明自体はいじめを直接扱っている教材が少ないものの、間接的には扱っているので大丈夫ということだったと思うのですが、8 ページ日科の『いじめ』を直接的に表現する教材が少ないため、指導者の力量によっていじめの教材として扱えるかどうかの判断を要する。」と同じになるのではないかと思います。いかがですか。

(事務局)

8 ページ日科の「特に優れている点」の「3 学習指導要領に基づく観点」の1 番目では、「いじめに関する教材ではあるが直接的な内容で示すのではなく、多面的、多角的な思考を促すように、他の価値との関連から考えられるように工夫がされている。」となっております。これも、多いか少ないかという数についての話と、内容としてどのように扱われているかについての話ですが、両者は同じではないということ、このような扱いとなっていると考えております。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

7 ページのところの問題は、「特に優れている点」に取り上げられていることと、「特に工夫・配慮を要する点」に取り上げられていることの矛盾はどのようなのですかというのが問題の内容であったと思うのですが、結局、あかつきはいじめの教材は少ないのでしょうか。

(事務局)

いじめを扱う教材がいくつあるのかというのは、直接的に扱っている部分と間接的に扱っている部分があり、様々な見方があるので難しいところはあるかと思いますが、こちらの方でそのことも含めながら調査をさせていただき、確認をさせていただいております。

(委員)

ということは、あかつきには、いじめ防止につながる教材は取り上げられているということですね。

おそらく教育委員の先生方の判断材料として、いじめがどれだけ直接的に取り上げられているかどうか、結構大きな観点だと思いますので、その観点に関わる場所はやはり慎重にあげていただければなおいいかと思います。

(委員長)

今のところも含めまして、他に何かありますでしょうか。

(委員)

素朴な疑問として、あかつきの「特に優れている点」のところですが、「友情、信頼」、「思いやり、感謝」、「生命の尊さ」等を深めることを通してもいじめについて学ぶことができるとして、1 年の P36 「ヨ

シト」とか2年のP40の「君想像したことある？」とか3年生とか具体例としてページ数などがありますが、その内容項目は、「公正、公平、社会正義」の項目ですね。

ですから、「公正、公平、社会正義」の題材で、「友情、信頼」、「思いやり、感謝」、「生命の尊さ」等も学習するという理解でいいのでしょうか。本来いじめに直接関わらない内容項目でもいじめに対して深めることができると私は読みとって、実際に読んでみたのですが、直接的にいじめを扱っていても、それを通して逆に「友情、信頼」などを深めることができるということでしょうか。そのあたりが少し分かりにくかったのですが、ご説明していただくとありがたいです。

（専門調査員）

どの資料もいじめについて直接的に扱っている題材があります。さらに「公正、公平、社会正義」の資料を通してだけでなく、「友情、信頼」、「思いやり、感謝」も含めて、いじめについて考えることができますので、そういったところからの考えとしても含まれるとして入れています。以上です。

（委員）

具体的に考えたいのですが、あかつきは、いじめを直接的に扱っているのは何年生のどこに扱われているのでしょうか。

（専門調査員）

前回の答申資料の中の1年生では36ページ、2年生では40ページ、3年生では39ページ等で、代表的なものを入れさせていただいております。

（委員長）

専門調査会からは誤解を与えかねないので削除するとご説明がありました。よろしいでしょうか。

（事務局）

教科書用図書選定資料中学校用が大阪府教育委員会から出されておりますが、その最後のページに3学年でそれぞれの項目ごとに、「自分自身に関すること」、「人との関わりに関すること」、「集団や社会との関わりに関すること」、「生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」、それぞれの数についてここに載ってはおりますが、直接的にいじめを取り扱っている教材は各者によって違います。しかしながら、専門調査会の方で調査したところ、「友情、信頼」、「思いやり、感謝」等の観点であっても、教材によっては、それをいじめにつながるように展開しやすい教材もあるということでこういう文言になったとの説明であったと考えております。

（委員長）

それでは、専門調査会からお話が合ったように、あかつきのいじめについての文言を削除するという事で確認いたします。

続きまして、事務局から答申案について、説明させていただきます。

(事務局)

「特別の教科 道徳」答申資料（案）について説明させていただきます。

前回、第2回選定委員会で配付いたしました「専門調査会調査結果」をもとに、先ほど専門調査会から回答された内容を反映して、答申資料（案）を作成しています。また、内容が同じものの表記を統一する等の修正もさせていただいております。

さらに、教育委員から「わかりやすさ」「メリハリ」「忌憚のない意見」が求められていることを受け、第2回選定委員会の最後には事務局より、メリハリをつけた答申（案）を作成することについての話をさせていただきました。

「メリハリ」については、昨年度を踏襲して、答申案の一番上にある総評の部分に「特に工夫・配慮を要する点」を入れた発行者が数者ございます。作成に当たっては、専門調査会の意見を聞かせていただき、主に「道徳的価値の理解を深める教材の充実」や「生徒・教員にとって深い学びにつながる構成」を観点としております。

この答申案をたたき台にして協議いただき、メリハリのあるわかりやすい答申にさせていただきたいと考えております。

本日の協議ですが、専門調査会の話にもありましたように、「道徳的価値の理解を深める教材の充実」や「生徒・教員にとって深い学びにつながる構成」の2つの観点について協議していただきながら、総評にメリハリのある答申にさせていただきたいと考えております。

最後に、咲くやこの花中学校と水都国際中学校の答申資料（案）については、基本的には学校調査結果を答申にしておりますが、表現等が分かりにくい部分については、一部加筆修正しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

今、「メリハリをつけた答申を」ということで、総評の欄に「特に優れている点」だけでなく、「特に工夫・配慮を要する点」についても加えていくというご説明でしたが、そのことについては、ご了承くださいませでしょうか。

では、そのように審議を進めていきたいと思います。

続いて、次第にあります、答申（案）についての審議を行います。

これまでの内容を踏まえて、答申（案）をご覧いただき、その内容や表現は妥当かどうかという視点で、審議していただきたいと思います。

進め方ですけども、まず129校分の答申（案）について、審議していただき、咲くやこの花中学校、水都国際中学校の順に進めてまいります。

それでは、これから129校分の道徳について、ご審議をお願いいたします。専門調査会からは、「道徳的諸価値の理解を深める教材の充実」、「生徒・教員にとって深い学びにつながる構成であること」の2つの観点について特に大事にしてほしいということでした。この2点は大事な観点だと思いますが、他の視点も必要でないかというようなポイントがあればお願いします。

(委員)

質問と言いますかここはどうなっていますかということですが。

まずは1 ページ目の東書の一番下に「教科書に掲載されている教材が、全部で 30 編、付録として 5 編」と書いてあります。

3 ページの下にある「5 構成・配列」のところに「30 編の教材以外を補充としており」と書いてあります。これにつきまして、書き方や記載場所が違うところが気になりました。一方で、ざっと見ましたときに、日科について、内容項目番号で見ますと 1 年生で 22 ありますが、教材数で見ますと 37 教材ございます。前回、道徳の授業時数は 35 時間とお聞きしましたので、私は教員でありませんのよくわかりませんが、35 教材あれば、順番にやっていくのですが、30 教材プラス 5 であれば、その 5 をどこにはめ込むかについて、教員の方の教育実践やクラスの特性とかを反映できるのではないかと思います。逆にそれ以上あったら選択するのは結構難しいのではないかとと思うのですが。

日科のところではそういう部分について特に触れていませんでしたが、同じような事象であっても、1 ページと 3 ページでは書き方が違うのは気になりました。

3 点ありますけれども、2 点目は外的要素に「字の大きさ」と書いてあります。例えば、3 ページの下から 3 行目には、「1 年生には文字が小さい。」と書いてあります。同じように 4 ページでは、「1 年生にしては字が小さく」とあります。でも、7 ページでは「1 年生だけ字が大きめに作成されているが、その必要さを感じない。」と書いてあります。少し矛盾があるかなと思っております。

もう一つ、判型の話がありまして、判型が「やや大きい」、「大きい」などが多いですが、実際に順番をつけると、判型が違うのが 4 種ありますが、客観的に同じことであれば同じ書き方をするというように統一していただければと思いました。以上です。

(委員長)

今の質問について何かございますか。

(事務局)

分かりやすい答申が求められていますので、ご指摘いただいたところを修正させていただきます。

(委員)

最初にありましたとおり、深い学びの解釈の仕方といたしますか、今回の教科化になった 1 つの大きな目玉というか柱といたしますか、一つひとつの個別の価値観だけを教えることだけでなく、具体的な生活の場面の中には、A という価値観、B という価値観が同時に存在していることもあるので、A か B か迷うところがたくさんあります。あるいは立場によってある人は A という価値観もいれば、ある人たちは B という価値観を選ぶかもしれない。多様な人たちが 1 つのクラスの中にいてもよい、多様な価値観があることを前提にして、「あなたはどのような生き方をしますか。」ということを考えさせることが、今度の道徳について、少なくとも文部科学省の調査官が全国で強調しているテーマです。つまり、多様な価値観を前提として考える力をつけることが深い学びにつながる、というようなことが言えます。

(委員)

これを判断される教育委員の先生方は、まず総評からご覧になられると思います。総評について、まず、総合的なことや内容について記述し、次に特に優れている点や配慮や課題がある場合等はそれを記述しており、概ね分かりやすくメリハリが付いている形で作成されているかなとは思いました。若干、ぶ

れもあるかもしれないが許容範囲かなと思います。そして、それらの総評を踏まえたうえで、下の項目の「特に優れている点」や「特に工夫・配慮を要する点」で判断されていくと思います。したがって、さらに具体的な内容を見ていけばよいのかと見ていました。そのうえで、道徳的諸価値の理解を深める教材の充実についてや、生徒・教員にとって深い学びにつながる指導について、また、物事を広い視野から多面的・多角的に考えることができることについては、実践も含めて現場でのこれからの課題でもあります。そういう教材が上手にたくさん載っているものについては配慮していかななくてはならないと思います。それがこの記述の中に十分出ているのではないかと感じましたので、今申した、点を重視して考えていただきたいなと思います。

答申の内容を見ますと、特に優れている点は、全ての者で12項目取り上げられていて、項目内の内容については、軽重がつけられているのかと思いました。割に良い評価を記載されている者が3者ほどありますが、特に優れている点の項目のボリューム感で何が重点的に書いてあるかを判断すればよいかと読ませていただきました。そのうえで、例えば、道徳的諸価値や多面的・多角的な考えについて優れている等の内容を書いているとしたら、その内容について、もし書ききれないことがあれば、総評の下「特に優れている点」の項目等にも書き加えても良いのかなと思いました。例えば、5ページの日文では、総評欄に「『考えてみよう』『自分にプラスワン』を配置し」と記載してあることについて、「特に優れている点」の3学習指導要領の項目内の2番目に具体的に記載されています。個人的にはこれを1番目にもってきても良いのかと思いましたが、同じように、学研の総評欄の「広い視野から多面的・多角的に考え、」についてや、あかつきの総評欄の「さらなる深い学びに繋がるよう工夫されている」について、書ききれないことがあれば、特に優れている点の項目でさらに具体的に記載してもよいのかとも思いました。このままでも良いかとも思いますが、いずれにしても、色々な配慮がなされていて、分かりやすく軽重のついた答申が作られているかなと思いました。

(委員長)

今、深い学びや価値観等について、また、総評とその下の項目の「特に優れている点」や「特に工夫・配慮を要する点」との関係についてのお話も出たのではないかと思います。これから、それぞれの答申資料を検討してまいりたいのですが、これから審議していく観点については、今お話があったようなところを踏まえて進めてまいりたいと思います。

それでは、今、若干、文言等中身について踏み込んでいただいておりますが、その観点で、それぞれについて、妥当性があるかどうか、総評とその下の項目との整合性はあるのか、そういうところでご意見を頂戴したいと思います。

(委員)

表現というか観点になるかと思いますが、全体を通して、例えば、東書では全部で30編の教材を掲載し、「特に工夫・配慮を要する点」の項目のところで、「選択に配慮を要する」とあります。他のところも、例えば、6ページ学研の「特に工夫・配慮を要する点」に、「具体的な教材が多く、授業者の自身の考えのみで授業を成立させてしまう」とあります。また、8ページ日科の「6資料その他」で、50編程度が掲載されていて「選択への配慮がされている」とあります。

おそらく補助資料というのは扱ってなくてもよいというもので、各授業者の裁量等で、目の前にいる子どもたちの実態にあわせて、絶対その補助教材全部を扱わないといけないというわけではなく、先生

が教科書を使おうと思えば使う余地があるというふうに考えられ、その方が評価されると思いますが、今回の答申資料では、むしろ逆で、選択の余地がたくさんあるから問題だととれるようなところがありました。その解釈についてお聞きしたいです。6 ページ、「具体的な教材が多いので、授業者自身の考えのみで」というところ、実態としてはそのようなことはあるかもしれませんが、これも一般論ですけど、先生方が現場で、教育活動を主体的にして、そして、一番大切なのは目の前の子どもの実態にあわせて、教科書を使って、全国一律の道徳の授業ではなくて、その小学校や中学校の実情に一番あったというのが理想的であると思いますが、そのあたりについて説明をお願いします。

（専門調査員）

学研のところについてご指摘をいただきましたが、「授業者自身の考えのみで授業を成立させてしまう恐れがある」という表現になっておりますけれども、学研の教材を見ていただきましたら、後ろの設問のところ、非常に短い設問になっていて、詳しく書いていないようになっております。それはそれでいろいろ学びの視点が深まるという見方もあります。一方、授業者にとったらどのように展開したらよいのかという思いもあると思います。先程おっしゃっていただいたように、深い学びに繋げるためには、教材の重みと言いますか、道徳の教科書を自宅に持ち帰って、もう一度読んでみたいとか後々、この教科書にもう一度目を通してみたい等、自分の人生において、より深めたりすることが多々あると思いますけれども、その教材が自分の成長の度合いによって、感動というか、心に残るような教材の中から、先生と子どもたちがその資料を通して学んでいくという視点が大切と思っております。それぞれ各者工夫を凝らした教材を選定されておりますが、その中で、専門調査会では、数者に対して少し評価をさせていただいております。

（委員）

補助教材の多さについては、まだお答えいただけていないかと思しますので、先程の6 ページについて、今のご説明でしたら、「授業者自身の考えのみで授業を成立させてしまう恐れ」という表現よりも、「授業者がこの教材をどう使って、授業していくのか分かりにくい」ということですね。特に若い先生方がこの教材をどう使っていきかがなかなか難しく分かりにくいということですね。

（専門調査員）

センテンスだけが最後に載せてあるというものになっていますが、そのセンテンスが大事な視点で書かれていると思っています。したがって、それを読んでいけば、その教材は深まると思っていますが、ただ、若い先生方等がそこを広げていこうとしますとそのセンテンスだけでは難しい面もあると思います。

（委員）

今のご説明の内容を6 ページのところにお書きになればいいのではないかなと思います。むしろ、「授業者自身の考えのみで」という表現をあまり使わないほうがいいのではないかなと思います。

（委員）

補助教材のほう、それをどう評価されていますか。

(専門調査員)

補助教材については、前回少しお話をさせていただきましたが、様々な角度からプラスアルファで、たくさん載せておられます。専門調査会では、まず根本の教材を35編しっかりする必要があると考え、教材の中身を中心に選定させていただきました。

(委員)

つまりは、補助教材の数が多いので配慮が必要である等、補助教材についてはあまり書かないほうがいいのではないですかね。本編の教材について書くほうが分かりやすいと思います。

(事務局)

補助教材についてですが、例えば、1ページ東書の「特に工夫・配慮を要する点」の6番について、ここでは付録という表現を使っていますが、これらについては、年間35時間というのを基準にしたときに、本編といいましょうか、教材が35時間に足りてない、プラス5編分を足して35時間と計算になっているので、どちらかというとき少ないという理解になると思います。同じように3ページ教出、「特に工夫・配慮を要する点」で「5構成・配列」のところで、表記させていただいているもの、35時間というのを基準に考えた時には、ちょっと少ないという意図で書いてあると理解しております。

一方で、別冊等のある教科書については、たくさんの資料が入ってあるということで、特にその点について、補助教材やコラム等が多いことがマイナスの要素とはならないというふうに理解しております。

(委員)

ということは1ページに書いてある、数が少ないから問題だということですね。1ページ東書の「特に配慮・工夫を要する点」の「6資料その他」について、数が少ないので、そこからの選択がなかなかできないということですね。

(事務局)

1ページの「特に工夫・配慮を要する点」の部分で言いますと、本編30、付録5編とここで35になってしまうので、今、おっしゃったとおりの解釈でよろしいかと思います。

(委員)

それでは、言葉としては、「選択の余地がない」のように書かれるといいのではないかと思います。

他のところも同じように、少ないという表現を入れたほうが良い。それがないと、補助があるから、何編あるから問題があるかのようなになる。「選択の幅が少ない」ということですね。

(委員長)

先ほど、教科書を家庭に持って帰るというようなお話にもなっておりまして、保護者、家庭の立場で、何かご意見等はございませんでしょうか。

(事務局)

教材は豊富にあったほうが良いという理解でよろしいでしょうか。

もう1回読み直してみますが、6ページの「巻頭・巻末・補足の教材が豊富なため、本教材を深く読み込む際に配慮を要する。」という記載があるのですが、読み込みが足りないかもしれませんが、7ページでは、「特に優れている点」で「巻末資料が豊富に配列されている。」とあり、最後のページには「全学年50編程度の教材が掲載されており…、選択への配慮がされている。」とあります。その辺の統一感があった方がいいのではないかと思います。

(委員)

教科書そのものというよりも、大阪市が道徳に関しては、本編をまず年間計画の中に入れて、それを基に考え、そのうえで、子どもの実態にあわせて、補助教材を差し替えることもあるのではないかという方針ですということを今後示していくのではないかと思います。繰り返しになりますが、一般的に言う選択肢がたくさんあればあるほど、現場の先生が使いやすい教科書と考えられ、しかもメリハリがあるわけですね。本編はまずは基本で使ってください。本編だけでは足りない場面が年間に何回あるでしょうから、そのときは差し替えてください。選択肢があるというのは一般的に良い教科書と考えられます。その辺を注意する必要があると思います。

(委員長)

今のご意見、これまでのご意見を踏まえていただいて、この場で修正は難しいと思いますので、この後、水都国際中学校の9教科に関するご審議がありますので、その後に、今のところを含めて誤解を招く表現や削除するところ等の修正したものについて確認する時間を取りたいと思います。

そうしましたら、次に、咲くやこの花中学校の答申案につきまして、ご審議に入りたいと思います。この答申案につきましては、先ほど事務局から報告がございましたように、基本的に学校調査をもとに作られております。今回、最終の選定委員会ということでもありますので、内容や表現の妥当性につきまして、ご意見いただきたいと思います。

表現等で、気なるようなことございませんでしょうか。

(委員)

咲くやこの花中学校部分については、従来の表現と変わらないですが、先程の129校と基本的に同じ内容の調査をしていただいたと思いますが、切り口が違っている部分があるように思います。それについては、咲くやこの花中学校の特性ということで切り口が違うということではよろしいでしょうか。

(事務局)

特性、それに加えて、学校ごとの意向という形になりますので、道徳のとらえ方につきましてもそれぞれになります。同じ視点を重視しているとは限らないととらえております。

(委員長)

他はありませんでしょうか。

特にないようですので、次に水都国際中学校の答申についても見ていきます。これについて、主に、内容、表現の妥当性について、何かご意見はありますでしょうか。

(委員)

質問ですが、中高一貫校ということで違うスタンスで授業をしていくのは理解しておりますが、そのうえで、1ページ、2ページの資料の「特に工夫・配慮を要する点」のところで、「写真の中には、生徒の学習意欲を引き出すには配慮を要するものもある。」とあるが、具体的にどのような事を指しますか。後学のために教えてほしいです。

(事務局)

確認しますので、お時間いただきたい。

(委員)

単純な疑問です。

(委員)

4ページの光村の総評に「一つひとつの題材の最後に生徒が心にわだかまりを残し、自分のこととしてとらえられる」とありますが、「生徒が心にわだかまりを残す」とはどういうことでしょうか。

(事務局)

表現が確かに難しいと思いながら「わだかまり」という言葉を使いました。学校調査結果には「もやっとする」と記載されていましたが、その表現に合うものを調べました。例えば「葛藤」という表現もある意味あてはまると考えています。いずれにしろ、上手く表現しきることができていないところがあると思います。

(委員長)

「葛藤」という言葉を使って修正していきますか。

(事務局)

みなさんのお知恵をお借りできればと思いますが、「葛藤」という言葉でよければそれで進めて行きたいと考えています。

(委員)

それは、教科書の具体的にどの部分か教えていただけますでしょうか。「わだかまり」にあてはまる題材は教科書のどこでしょうか。

(委員長)

これも先ほどの129校と同じく、後で時間を設けます。他に、水都国際中学校の道徳の資料についてご質問等はございませんでしょうか。

(委員)

東書と日科の「文章が多すぎるため、心豊かに力強く生き抜き未来を切り開くための学力と体力の向上には配慮されていない。」、8ページは「配慮を要する」とありますが、英語を重視しているからなのか、どうして同じ中学生が勉強するのに、文章が多いと未来を切り拓くための学力と体力の向上に配慮を要する必要があるのか教えてください。

(事務局)

確認して、後で修正させていただきます。

(委員長)

合わせてよろしくお願いします。他にございませんでしょうか。

そうしましたら、道徳については以上で終わります。

少し長い時間を使いましたので、5分間休憩とらせていただいた後、水都国際中学校の道徳以外の審議の方に進めさせていきたいと思います。

(委員長)

続いて、水都国際中学校の道徳以外の全教科答申(案)について審議に入ります。前回の回答も含めこの答申(案)について審議いたします。質問の内容を含め、主に内容や妥当性についてご意見をお願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。本日、水都国際中学校の「特別の教科道徳」以外の教科、9教科15種目の答申資料(案)につきましてはお手元の封筒の中に入っております。よろしくお願いいたします。あわせて前回、第2回教科書選定委員会の特質すべき観点についてですが、タイトルの漢字が間違っておりましたので訂正したものを入れさせていただいております。内容については変更ございませんので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

前回の選定委員会でいただいたご質問いただいた点について、検討いたしました結果をご報告させていただきます。まず、水都国際中学校の特色のある3教科から、ご説明いたします。

「数学」についてでございますが、「オープンエンドな問題」という言葉を、理解しやすい言葉にとのご指摘を受けましたので、その表現につきましては「解答そのものではなく、解答までのプロセスが重視されるような問題」という表現に改めました。

続いて「理科」についてでございます。

特に工夫・配慮を要する点の項目7「資料その他に関する観点」に記載していた「ICTの活用」についての表記でございますが、こちらについてもご指摘を受け、「調査の観点」に従って「情報機器の活用」という表現に改めさせていただいております。また、理科におきましては、総評欄について教科書会社に見て記載量に差があるようでしたので、同じような分量になるようにまとめました。

続きまして「英語」についてでございますが、「日本語表記が多い」という表現についてですが、ご指摘のとおり日本で発行されている教科書でございますので、当然解説等の使用言語は「日本語」になりますので、こちらの表現につきましては削除いたしました。また「デジタル教材の充実」という観点については、ネット等で「デジタル教科書」を取り扱っていることは確認できたのですが、実際に事務局ではデジタル教材を手にとって確認するということができませんでしたので、ネット上の情報のみでの協議については差し控えたいと思います。ご了承ください。

最後に3教科以外の部分ですが「社会（公民的分野）」において、「特に工夫・配慮を要する点」の項目「7資料その他に関する観点」に記載していた「法令のチャート図を載せるべき」については、どの教科書会社でも取り扱いがないので、こちらについては削除いたしました。

最後になります。全体的に、表記を整えるようにとご指摘も頂戴いたしておりましたことや、表記がわかりにくい記述について、例えば、美術分野についてもクロスカリキュラムについても教科横断的な表現に変更しております。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（委員長）

前回の質問の回答に付け加えてという説明であったと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員）

先程、理科でICTの表現について、情報機器の活用に言い換えられていたのですが、数学の場合も例えば、一番下に「特に工夫・配慮を要する点」の「7資料その他」で、「ICTについては」とありますが良いのでしょうか。

（事務局）

失礼いたします。数学の方は調査の観点の「7資料その他」に関する表現で「ICT機器を適切に取り入れて」という表現になっておりますので。そのままの表記にしております。

（委員長）

他にございませんでしょうか。それでは、今から、審議に移らせていただきます。前回にもありましたように、数学と理科と英語の答申資料について見ていき、その後、他教科についても進めたいと思います。先ほどから申し上げておりますが、今回が最終の選定委員会になりますので、修正に関しましては、具体的にどのように修正すればよいかというところまでご意見を頂戴したいと思います。それでは数学から、審議をお願いいたします。

（委員）

数学の教科書全部ではないのですが、多くの教科書は新しい学習指導要領の特徴も含まれており、意見交換をしたりとか発表をしたりとか、そういう部分が盛り込まれていますので、もう一步踏み込んで、IBとの関係、連続性から考えると、優れているというような水都国際中学校の、高校レベルかもしれませんが、そこを意識したような文言が所々に入っていると、水都国際中学校らしいのではないのかと思いました。特に意見交換とか発表が関係してくると、おそらく高校ぐらいになると、学び方そのものを学ぶことに繋がっていくのではないかと思います。

(委員長)

今の点につきましては、そういう協動的な学習のところで、IB に繋がるという言葉をつけ加えるという、ご意見を出していただきました。

(委員)

無理にというわけではありませんが、水都国際中学校らしさを出そうかと思えばそういうところかと思います。

(委員長)

今の点につきましては、水都国際中学校の特徴を前面に出す形でよろしいですか。ご了解いただけたものといたします。他の数学のところで、他の教科でもそういう表現がありましたら、お願いいたします。続きまして理科を見てまいりたいと思います。

(委員)

先程のご説明で、特に配慮を要する点のところの ICT を情報機器に変えましたと伺いました、各者教科書を全部見ると、そのすべてにそれが入っています。それを踏まえたうえでその文言を見させていただくと、東書にだけまた新たに「ICT の活用については、あまり扱われていない」というような表現があります。ここで改めてこういう表現として必要があるのかどうかというところが疑問に思いました。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。訂正が抜けておりましたので、情報機器に変更させていただきます。

(委員)

情報機器に変更というよりも、この表現を入れる必要がないのではないかなと思うのですが。

(事務局)

失礼いたしました。今おっしゃっていただいたように、そこについては削除させていただきます。ありがとうございます。

(委員長)

削除ということの提案でよろしいでしょうか。

(委員)

同じように見たときにですね、グループワーク等の記載がほとんどなくというように書いてある箇所がいくつかありますけれども、例えば東書にはグループワークが入っていますが、大日本にはグループワークが入っておりません。他にも少しバランスが必要かなという印象を持ちました。

(委員)

バランスが必要だという考え方に賛成です。その上での話ですが、先ほど東書では情報機器の活用を削除するということでしたが、むしろ全部、情報機器の活用がないということ、該当する教科書全部に入れておいていいのではないのでしょうか。というのは大学の教職課程で、例えば「数学科教育法」のシラバスの中に必ず情報機器の活用を2回分くらい入れてくださいという指導が文部科学省から大学に来ているのです。それくらい文部科学省は各教科の授業で情報機器の活用ができるような先生を育成しなければいけないという認識がありますし、それよりも、実際の中学校現場では情報機器の活用を積極的にすることが求められていると思います。それに教科書が対応していないということは大きな情報ですので、もちろん程度はあるのかもしれませんが、下のほうの文言からいくと同じように、上のほうにも少ないということを入れたほうがいいのではないのでしょうか。同じようにグループワークにも言えることで、いわゆるアクティブラーニングに対応している教科書というのは結構他の教科にはありますが、それに対応しているものが見られないというのも大きな情報だと思いますので、積極的に答申に入れていくべきだと思います。そのとき、公平に下に書いていけば、上にも書いておくことは必要かと思います。

(委員長)

メリハリという点で、特に情報という取扱いについては配慮を要するところにすべての教科書会社を書いてあることですが、グループワークの記載については、答申のところに記載すると委員よりご意見がありました。そこにつきましては、よろしいでしょうか。

(委員)

すみません。先ほどから表現の統一であるとか、体裁であるというところを視点を考えていたので、あのような発言をさせていただいていましたが、指摘をいただいた点についてはその通りだと思っております。

(委員長)

そうしましたら、今、ご意見あったような形で修正を図ってまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

他、理科につきまして、何かございますでしょうか。

続きまして、英語に参りたいと思います。

(委員)

少し専門ではありませんが、いろいろな調査結果に「4技能」という表現が何回も出て来ています。ほとんどの学習指導要領は「5技能」「5領域」など、プレゼンテーションと会話を分けて、5という数が出ています。どちらが正しいかという判断はできませんが、プレゼンテーションについて書かれているものもあることから、「5技能」「5領域」という表現がふさわしいのではないのでしょうか。新学習指導要領は「5技能」です。いかがでしょうか。

(事務局)

この教科書は現行の学習指導要領に則っておりますので、「4技能」という表現がふさわしいと思って

おります。

(委員長)

他、英語について何かございませんか。

そうしましたら、国語から順に進めてまいりたいと思います。特にございませんでしょうか。

それでは、書写の方に進めてまいりたいと思います。特にございませんでしょうか。

それでは、続きまして地理に進ませていただきます。

(委員)

1 ページ「特に工夫・配慮を要する点」の1の内容について、「竹島と尖閣諸島・北方領土の記述が、コラム的な内容として扱われているが」の「が」の位置が少し気になります。

(事務局)

平成 27 年度に出されました答申に沿った内容になるように、平成 27 年度の答申では「日本における領土問題に関しては本文を補完する内容として『地理にアクセス』において」と書いてありますので今回の水都国際中学校の答申資料につきましては1行目を削除して「我が国の領土をめぐる問題についてより深く理解させる工夫を要する。」という表現にしたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員長)

今、工夫・配慮を要する点の1の1行目を削除するということですが、ご了解いただけますでしょうか。

(委員)

念のためです。この教科書は領土については深く理解させることになっていないという記述が不十分であるということですね。これについて説明できるようにしておいていただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。承知いたしました。

(委員長)

他、地理に関しまして、ありますでしょうか。

続きまして、歴史についてよろしく願います。

(委員)

表現、表記ですが、1 ページの「特に工夫・配慮を要する点」の1番の「歴史のスキルアップ」や3 ページの「もっと知りたい歴史」など、鍵括弧をつけるなら統一してつけておくほうが良いと思います。

(委員)

3 ページの清水ですが、「特に工夫・配慮を要する点」で、「2 教育基本法」の「現在起きている政治的

な問題」について、現在の政治的な問題の具体的な内容についても踏まえておく方がいいかと思います。

(委員長)

例えば、帝国や日文も、若干違いますが、同じような表現に改めるというのはいかがでしょうか。

(委員)

政治的な問題になると範囲が広がって子どもたちに扱える内容なのか、議題になってくることもあると思いますがどうでしょうか。

(事務局)

帝国と日文を同じ文章に改めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員長)

今ありましたけれども、帝国と日文を同様に改めるということでよろしいでしょうか。
それでは、公民に移ります。

(委員)

3ページの、「特に工夫・配慮を要する点」の「3 学習指導要領」の表現方法ですが、4～7ページについてもそうですが、表記が異なるが内容的には同じであるので、そろえたほうが良いと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

表現について、あわせる方向でご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

先程と同様に、表現上の問題ですが、「特に工夫・配慮を要する点」の1では「地域紛争やテロについての深い理解を促すため、写真や資料を充実させる工夫を要する。」とあり、また、4ページでは、「特に工夫・配慮を要する点」の1では「地域紛争やテロについての深い理解を促す内容に工夫を要する。」とあります。これは、表現上何か違う部分があるのでしょうか。

(委員長)

写真や資料が少ないということが明らかに少ないのであれば、そのままの表現でよいと思いますが、そのような調査をされていると思いますが。

(事務局)

帝国の内容・記述にあわせるよう調整したいと思います。いかがでしょうか。

(委員長)

中身によりますよね、資料とかが本当に少ないのであればその表現で良いですが、しっかりと調査に基

づいた表現であればいいと思います。

この部分をどれだけ言い切られるかというところかと思うので、今日、答えを返すことは難しいと思いますので、そこは事務局でもう一度調べていただいて、表現が適切かどうかを私のほうで確認させていただくことでよろしいでしょうか。

続けまして地図をお願いいたします。

(委員)

総評で、東書も帝国も「同社の教科書に準拠しているの」とあるのですが、この表現は問題があると思います。また、帝国で、「特に工夫・配慮を要する点」の1で、「大阪の地図において、シンボルとなっているものの基準がはっきりしない。」とありますが、この「シンボル」が何か分かりにくいので、その点について、配慮があっても良いかと思います。

(委員長)

今のご指摘の内容をどのような表現にすればよいでしょうか。

(委員)

準拠しているのであれば、東書か帝国の地理の教科書しか使われなくなる。そんな意味合いになってしまいます。例えば、帝国の地図帳を選んだら、帝国の教科書になってしまうというふうに、誤った誤解を生みかねないと思います。地図帳はあくまでも独立した教科書という位置付けになるので、教科書と結びつくような表現はふさわしくないと思います。

実際、準拠しているというよりも帝国の地図帳に載っている図と帝国の教科書に載っている図が同じ図を使っていることはあり得ます。東書でも同様なことは言えます。それは同じ出版社だから、同じ地図を使うことはあり得ると思いますが、かといって、それがプラスになるという表現はあまり良くないのではないかと思います。

(事務局)

前回の答申資料の表現である「教科書の図表と関連付けられている資料が多く。」というのがございますので、そちらの表現に改めさせていただくことでいかがでしょうか。

(委員)

今の観点は、慎重になるべきかと思います。例えば、地理の教科書について教出を選んだとすると、そうすると、地図帳に関しては東書の特徴は、同社の教科書に準拠しているとなっているので、東書は意味がない教科書というふうになります。どちらから見ても、少し議論がややこしくなってしまうかと思います。

したがって、どの教科書ともマッチしている、だから使いやすいというのだったら、意味としては良いのではないかと思います。「同社の」というところが問題ではないのかと思います。

(委員長)

以前の答申ではどのような表記になっているのでしょうか。

(事務局)

東書におきましては、索引等が色分けになっており、調べやすくなっていたり、資料の面で調べ学習等に役立つという表記がございました。

帝国におきましては、社会科の他の分野との連携・活用ができるとの表記がございました。

(委員長)

今説明いただいたような形に差し替えるということによろしいですか。

(委員長)

そうしましたら、音楽一般へ移ります。

(委員)

誤字といいますか、教出の「特に優れている点」の1にある「日本にのみならず」の「に」はいらないかと思いました。以上です。

(委員長)

「に」は削除でよろしいですね。お願いします。

(委員)

「特に優れている点」のところに、教出と教芸で、「4 番外的要素」について「製本は丁寧で」というのと、「製本は丈夫で」というところの表現に少し違和感がありました。

(委員)

違いがないのであれば、同じ表現にさせていただいたらいいのではないのでしょうか。違いがあるのであれば分かるように書いていただければよいかと思います。

(委員長)

今の部分も私のほうで確認させていただくということによろしいでしょうか。

そうしましたら、音楽の器楽をお願いいたします。

(委員)

記載する場所だけが問題だと思いますが、1 ページの「特に工夫・配慮を要する点」の「2 教育基本法」のところに「ICT 関係の記載が」というふうに書いてあります。一方で2 ページでは、「1 大阪市教育局基本条例・大阪市教育局振興基本計画」のほうに書いています。どちらのほうで説明されるのか、整理した方がいいのではないのでしょうか。

(委員長)

この内容でいいますと、1の観点のうち、特に教出のほうを動かすのか、教芸のほうを動かすのかというところですけども、

(事務局)

教芸にあわせます。

(委員長)

このような変更でよろしいでしょうか。

他、器楽はございませんか。

それでは、美術の方に移ります。3者あります。

開隆堂と光村の「特に工夫を要する点」の1番の観点番号についてですが、同じ内容ですが一方では③で、他方では⑥となっていますが、どちらが正しいのでしょうか？

(事務局)

失礼いたしました。⑥です。

(委員)

光村の「特に工夫・配慮を要する点」の「2教育基本法」の内容については、「5構成・配列」または「6資料その他」に記載するほうが良いのではないのでしょうか。

(委員長)

この位置に入っている意図があればお願いします。

(事務局)

「2教育基本法」に載せている根拠等についても今確認しておりますので、内容等を考えてみますとご指摘のあったとおり、5番か6番に記載したほうが良いかと思います。難しいところかとは思いますが。

(委員)

この文言については、教科書に載っているのかと思うのですが、ここを工夫すべき項目に記載する必要はあるのかなと思います。

(事務局)

今、ご指摘されましたところにつきまして削除というご判断が委員会でされるならば、削除させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

誤解を招きかねない表現になっていますので、ここにつきましては特になしということで訂正したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、保健体育に参ります。

(委員)

項目整理になると思いますが、道徳心に関することが、各者の特に工夫配慮を要する点のところに記載されているが、例えば東書の1ページの「1 大阪市教育基本条例・大阪市教育振興基本計画」にも書いてありますし、2ページであれば「2 教育基本法」に書いてありますし、3ページであれば、「3 学習指導要領」に書いてありますが、それぞれの項目に記載してある根拠を知りたいです。

(事務局)

ほぼ同じ内容であるにもかかわらず、記載場所が異なっているところもありますので整理させていただきたい。

(委員長)

記載場所をそろえるという観点で、私の方で確認させていただくということによろしいでしょうか。

(委員)

2ページ大日本の総評の「しかし、体育編と保健編とのバランスが悪く、配慮を要する」と書いてありますが、バランスの悪さとは、どういうものなのか。悪いと言ってしまっているのかなと思うのですが。

(事務局)

今委員のご質問に対して、すぐにお答えができません。記載に語弊があるのであれば、「しかし」以降について削除する等のご判断をいただければと思います。具体的なバランスについての内容となると、お答えにはお時間をいただきたいです。

(委員長)

「バランスが悪く」の部分の説明が分かるよう、調整していただくということによろしいでしょうか。
他、この保健体育科の答申資料についてはよろしいでしょうか。
そうしましたら、次、技術・家庭に移ります。

(委員)

教育図書と開隆堂の「特に工夫・配慮を要する点」の1は、内容は同じようであるが、記載が若干違うので、どんな意味でしょうか。

(委員長)

これも「大阪市教育振興基本計画」を基に、統一する方向で調整をお願いしたいと思います。
そうしましたら、家庭科に移ります。

(委員)

わざわざ言うことでもありませんが、先程と同じように記載を統一する必要があるのではないかと思います。「特に工夫・配慮を要する点」の1において、1、2、3ページともに同じと思われます。

(委員)

教育図書、開隆堂の「特に優れている点」の5番、「新指導要領」ではなく、「新学習指導要領」ではないかと思います。

(事務局)

1点お願いいたします。

家庭科の1ページ、「特に工夫・配慮を要する点」の1の2行目、「それをただの振り返りと称してまとめてしまっているが、」を削除でお願いいたします。

(委員長)

ご了解いただければ、それでお願いいたします。

(委員)

2ページ、「特に工夫・配慮を要する点」の「2教育基本法」の「技術分野や理科とのコラボ的な」と記載しているが、「コラボ的な」という記載でよろしいでしょうか。

(事務局)

「関連する」に変更でどうでしょうか。

(委員長)

他にございますか。

(委員)

2ページ教育図書の「特に優れている点」の「2教育基本法」についての記述ですが、ほとんど世界に日本のことは伝わっているとは思いますが、その中で「1/2成人式」について、日本の伝統とか現在の慣例でもないので、気になります。また、「1/2成人式」の扱い方はかなり丁寧な議論が必要だと思います。

(委員長)

本来なら検討していかなければならないが、時間の関係もありますので、委員のご意見を踏まえて修正を図ります。

(事務局)

事務局で再度検討し、報告します。

(委員長)

全体を通しまして、後で私の方と事務局で調整をしてみたいと思いますがよろしいでしょうか。全体を通して何かございませんでしょうか。

(委員)

2つございまして、1つは同じような内容のものが違う表現をされていたり、違う項目に入っていることをいちいち議論していましたが、何かエビデンスのようなものを簡潔な形で付けていただくことが可能であれば、議論がより深くなるのではないのでしょうか。

もう一つは大阪市の教育の指針に沿って大阪市のことを取り上げるというのが、結構あるのですが、地理とか歴史とか国語とかでは是非あってほしいと思いますが、例えば書写とか数学とかそういうところには必要とは思えなかったという、あくまでも感想ではございます。以上です。

(委員長)

そうしましたら、時間を取ると言っておりました、前段の「特別の教科 道徳」の修正について、説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。答申資料をご覧ください。様々なご指摘をいただいた点について、修正させていただきました。

まず、東書から確認させていただきたいと思います。本編が30編で、付録として5編あります。同じく教出でも同じような表現が載ってあるところの問いについてですが、総評の下から2行目、「一方、30編の教材以外を付録として取り扱っており、選択の幅が少なく配慮を要する。」という表現に変えてみました。同じ意図で、「特に工夫・配慮を要する点」の「6資料その他」のところですが、「教科書に掲載されている教材が全部で30編、残りを付録としての取り扱いとなっており、授業者や学校の実態に合わせた選択の幅が少なく配慮を要する。」という表現に変えました。続けて3ページに参ります。

教出です。総評からまいります。先程と同じ観点で修正をしてみました。下から2行目の真ん中あたりからになります。「30編の教材以外を補充教材として取り扱っており、選択の幅が少なく配慮を要する。」という表現に変更してみました。さらに3ページの下、「特に工夫・配慮を要する点」の「4外的要素」の「1年生には文字が小さい」というところですが、教材ごとに文字の大きさが変わっているところもありましたので、「1年生には文字が小さい教材もある。」という表現に変えてみました。さらに「5構成・配列」のところについて「30の教材以外を補充として」となっているのを、「補充教材として取り扱っており、年間計画を立てづらい」という表現にしてみました。

続けます。4ページです。「特に工夫・配慮を要する点」の「4外的要素」について、「1年生は字が小さい」となっていますが、「字」を「文字」という言葉で統一していきたいと思います。

続きまして5ページにまいります。答申資料としての内容の軽重についてのご指摘をいただいたのですが、「特に優れている点」の中の、「3学習指導要領に基づく観点」の2つ目の○、重点を置いている内容として訴えたいのであれば、一番上にもってきたいのではないかとご指摘をいただいたと思いますが、こちらにつきましては事務局のほうとしては観点ごとの○番号については、基本的に番号の若いものから順に並べていっており、内容の軽重の差で並べていっていた趣旨はございませんので、基本

的にはこのままでいきたいと思います。あわせまして、他のところを見ましたときに、観点内の○番号で若い番号順になっていない箇所が一部ございましたので、そこは修正をさせていただいて、○番号の若い順に並べ替えさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続けます、6ページです。同じく、日文、学研、あかつきのあたりの表現のところでボリュームアップをしたかどうかというご助言をいただきました。これに基づきまして、「特に優れている点」の3番、○の1つ目です。「読み物教材の末にはクローズアップとして、さまざまな道徳的価値を多面的・多角的に考え、生徒個々が考えを深めることができるよう配慮されている。」というように少し、文言を増加させていただきました。

続きまして下のところにまいります。「特に工夫・配慮を要する点」の「3学習指導要領」の○の2つ目になります。こちらの方につきましては矛盾があるのではないかというご指摘をいただきましたので、すべてを削除する形で考えさせていただきます。

続きまして「5構成・配列」について、表現の変更をさせていただきました。読みます。「教材ごとの振り返りの問いが少なく、授業者が授業を進めにくい可能性がある。」という表現に変更させていただきました。

続きまして7ページにまいります。こちらについても、「特に優れている点」の内容について、総評に書いている内容を反映させたらどうかというご指摘をいただきましたのを受けまして、「3学習指導要領に基づく観点」の3つ目の○の文章の後に、「また」ということで文章を追記させていただこうかと思います。総評の中の3行目になります。各教材に「考える・話し合う」を設け、「教師にとっては授業展開の手助けを生徒においては自らが主体的・対話的で深い学びができるよう工夫されている。」という文を追記させていただきます。

続きまして、「特に工夫・配慮を要する点」の「大阪府教育振興基本計画」の中の○の1つ目、これは最初にご議論いただきましたところでございまして、削除させていただきます。

続きまして「4外的要素」のところでございます。「教科書の版型がやや大きい」というように表現を統一させていただきました。そしてその後に、「また、分厚くて重い。」という2文構成にさせていただきます。「5構成・配列」については、矛盾しているのではないかという観点から消去させていただき、「特になし」ということにさせていただこうかと考えております。

続きまして、同じ道徳の水都国際中学校の答申資料にまいります。

1ページです。「特に工夫・配慮を要する点」の1番について、この文章を削除させていただき、「特になし」に変更させていただこうかと考えております。同じく「6資料その他」の文章につきましても、「特になし」に変更させていただこうと思います。

同じ観点で、2ページ、「特に工夫・配慮を要する点」の「6資料その他」の文章につきましても、「特になし」に変更させていただきます。

4ページにまいります。総評の2行目、「生徒の心にわだかまりを残し」というところにご意見いただきましたが、「心にわだかまりを残し」を削除させていただきまして、「生徒が自分のこととしてとらえられるような」に変更させていただきました。続きまして、「特に工夫・配慮を要する点」の1番の文章につきまして、「特になし」に変更させていただこうかと考えております。

続きまして、最後になります。8ページの、「特に工夫・配慮を要する点」の1番の項目についても削除させていただいて、「特になし」に変更させていただこうかと考えております。以上です。

(委員長)

説明があったわけですが、特にご意見ございませんか。

(事務局)

申し訳ございません。1箇所追加させていただきます。水都国際中学校の道徳の4ページです。「特に工夫・配慮を要する点」の「4外的要素」についてです。「特になし」となっておりますが、「文字が小さく見える」と追記させていただきたいと考えております。以上です。

(委員長)

後は、私の方で確認させていただいて、来々週の7月24日の教育委員会会議で教育長に答申を提出するわけですが、その際、審議していただいた答申資料を添えて、このような形で報告をさせていただきたいと思います。

(委員)

先程、出てきた光村の「わだかまり」の部分についてですけれども、おそらく揺さぶりの問いがあることを評価されていると思うので、削除してしまうのはもったいないと思うので、あまり強くは言いませんけれども、「生徒の心に揺さぶりを加える問いがあり、価値観の葛藤を自分のこととして捉えられるような」という表現にすると良いのではないかと思います。

もう一度見ていただきたい部分は、一般の道徳のところ、1ページの「特に工夫・配慮を要する点」の「学習指導要領」の1つ目の○について、「ロールプレイを演じた生徒には感じられるかもしれないが」という記述がありますが、ロールプレイというのは、35人の中で代表生徒が出てきて行うという意味ではなくて、班ごとで、6人とか5人とかグループを作って、それぞれがロールプレイをやっていくというような作りであると思うのでロールプレイを演じているのは一部なのでという表現は難しいのではないかと思います。その辺をもう少し見ていただければと思います。

(委員長)

「わだかまり」の部分と後段のロールプレイの部分について事務局で検討させていただいて、またご報告をしてください。

それでは24日にあげます答申案を読み上げさせていただきますので、確認をお願いします。

平成31年度使用学校教科用図書の選定について（中学校）答申（案）

平成30年5月31日、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下、選定委員会という）は、教育委員会から「平成31年度使用中学校教科用図書の選定について」の諮問を受けました。

本選定委員会は、「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」に基づいて、教科用図書の選定を行うため、公正確保に留意しながら適正に教科用図書の調査・研究を行いました。

今回は、「特別の教科 道徳」の8種・30点、つまり、8つの発行者から3学年分、一部の発行者は1学年2分冊になっていますので、総数30冊について、「専門調査会」「学校調査会」の調査・研究の報告をもとに、教科書展示会のアンケートによる市民の意見も参考に、審議を進めました。また、水都国際中

学校の開設に伴う、「特別の教科 道徳」以外の全教科についても審議を進めました。

第1回選定委員会では、選定のための計画の立案、また、「特別の教科 道徳」の調査を進めるための「調査の観点」の作成等を行いました。

「専門調査会」は、校長1名と教員4名の調査委員が合議のもと、各教科書の内容について「調査の観点」に従って、詳細に調査・研究を行い、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文章で記述し、報告資料を作成いたしました。

「学校調査会」においても同様に、各学校において「調査の観点」に従って、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文章で記述いたしました。

第2回、第3回の選定委員会では、各調査会の調査結果と教科書展示会のアンケートによる意見を事務局が集約し資料として受け取りました。さらに、改めて「専門調査会」の代表から調査・研究の詳細について報告を受けるとともに、事務局から「学校調査会」の調査結果について報告を受けました。

答申の作成にあたっては、各調査会の調査結果をもとに協議・検討を重ね、特筆すべき事柄の根拠を明らかにいたしました。

さらに、審議を通して、「大阪市教育振興基本計画」等の趣旨を踏まえ、大阪市の子どもにとってより適切な教科書の調査研究に努めました。保護者代表、学校協議会委員代表、学識経験者代表、学校代表、区担当教育次長代表、教育センター代表とそれぞれの立場からのご意見をいただき議論を重ね、答申を作成いたしました。

ここに、別紙の通り答申いたします。

今の案でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、水口指導部長からご挨拶いただきます。

(指導部長)

選定委員会終了にあたり、一言お礼を言わせていただきます。

大幅に会議時間が延長してしまい、非常に申し訳なく思っております。

今、ご審議いただきました内容につきましては、先程、委員長からもございましたが、7月24日の教育委員会にて委員長より答申していただき、2度審議いただいた後、8月の教育委員会において採決される予定となっております。その後、大阪府教育委員会に報告して、8月中には、各学校へ採択結果を通知する予定となっております。

皆様方には、公私ご多忙の中、長時間お付き合いいただくとともに、さまざまな角度からご意見をいただきました。

子どもたちが良い教科書で学習できることを切に望んでおります。

誠にありがとうございました。

(委員長)

事務局の方からご連絡いただきます。

(事務局)

事務連絡の前に、改めまして遅い時間までのご審議になりましたことにつきまして、お詫び申し上げます。

すとともにご協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

(以下、事務書類についての説明)

以上でございます。ありがとうございました。

(委員長)

本当に委員の皆様方、ありがとうございました。限られた時間の中で慎重に丁寧に審議いただいたことに感謝いたしております。

これで平成 31 年度使用教科用図書選定委員会を終了いたします。本当にありがとうございました。